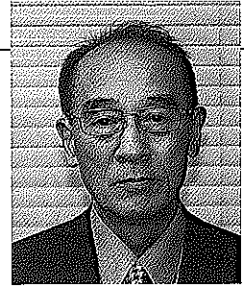


# 首席交渉官会合：米の譲歩なく進展なし 薬剤知財で米―途上国、深い対立。 首相は米に重要品目の関税維持を明言すべき



公益財団法人日本農業研究所  
客員研究員  
服部信司

TPP第19回交渉（8月下旬、ブルネイ）は、アメリカの強い意向の下に、“10月上旬のTPP首脳会合において「大筋合意」し、「年内合意」を目指す”とした。

しかし、難関分野とされた関税、知財、国営企業規制、環境の4分野で10月上旬までに交渉の進展がなかったことから、10月8日・TPP首脳会合の声明に「大筋合意」の文言は入らず、首脳声明は「発展段階の多様性に配慮する、包括的でバランスのとれた協定を、年内に妥結することを目指す」となった。ここでも、年内妥結はアメリカの強い主張による。

年内妥結に向け、閣僚会合が12月7日～10日に、首席交渉官会合が11月19～24日に設定されたのである。

## 1. 首席交渉官会合：関税・知財など 難関分野で進展なし

アメリカのTPP交渉への提案は、自国の企業や団体の利害・主張をストレートに提案内容としている。薬品会社が他国で新薬を販売する場合に特許期間の延長を可能にさせる薬剤知財提案、アメリカ企業の要請に基づく国営企業の民間企業に対する優遇措置をなくそうとする国営企業規制提案、環境団体の主張に基づき“他国に多国間環境協定などの強

制執行”を求める環境提案などである。

TPP交渉の参加国の半数は途上国である。アメリカがこの交渉の妥結を図るとするならば、アメリカが提案のハードルを下げ「発展段階の多様性に配慮した」協定にする以外にない。9月にフロマン通商代表がアメリカの関係者に「誰もが、すべての決定に100%満足するものとはならない」と語ったと報じられたこともあり、アメリカは、硬直化した提案を柔軟化するか、とも見られた。

しかし、11月19～24日のソルトレークシティーにおける首席交渉官会合において、「アメリカは、ほとんど譲歩せず」、逆に「他国に決断を要求する姿勢であった」（読売新聞、11月27日）。交渉は進展せずに終わったのである。

こうした状況のなかで、「12月閣僚会合では、アメリカの顔を立てて『暫定合意』あるいは『実質合意』の声明を出す案も検討された」と報じられている（日本経済新聞、11月27日）。

## 2. 米―途上国：薬剤知財で深い対立

ごく最近、TPP交渉における知財についての参加国の提案（8月末時点）がウィキリークスによるリーク情報として明らかになった。

アメリカの提案は、①自国で新薬を発売し

た後、一定期間内に他国において販売申請すれば、5年以内の特許期間の延長が認められる。②新薬について、各国は、その開発会社に対し、少なくとも5年間の臨床データなどの独占使用期間を認める（その間、後発会社は、そのデータを用いて安価な後発薬品（ジェネリックス）を製造・販売し得ない）。③生物学的薬剤（ワクチン、血清など）について、アメリカの製薬会社は、12年間のデータ独占使用期間を要請し、アメリカ政府はそれを各国に提示している、といわれる。

これに対し、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、チリ、ペルー、ニュージーランド、豪州の8カ国は、すべてに反対し、データ独占期間の設定それ自体を必要ないとしている。

これら8カ国とアメリカとの間の隔たりは極めて大きい。その背景には「安価な後発薬が途上国には要る」という事情がある。この問題は、アメリカが8カ国の主張の根本を受け入れる以外に解決の方法はない。これについて、日本は“中間に立つ”という立場をとっているようであるが、それでは決定的に不十分である。日本は、人道的見地から、途上国の立場を十分に考慮し、それを支える立場に立つべきである。

### 3. 首相はバイデン副大統領に重要品目の関税維持を明言すべき

フロマン通商代表は、「日本の重要品目の問題はTPPの枠内（原則関税撤廃）で措置されるべき」と語ったと報じられている。それは「長期の段階的な関税撤廃」（カトラー通商

代表補代理）である。アメリカは、日米2国間協議において、自国の自動車関税については“紛争処理問題が係争中は関税撤廃を行わない”として、関税撤廃期限を無期限に先延ばししながら、日本の農産物に対し関税撤廃を迫っている。

安倍首相は、12月2～4日に来日するバイデン副大統領に対し、重要品目の関税維持を明言する必要がある。首相が直接アメリカの副大統領に言ってこそ、重要品目の関税維持は、日本の譲れない立場として明確になるであろう。

### 4. 「関税割り当て」の検討は慎重に

毎日新聞（11月27日）は次のように報じている。「2国間交渉の打開を目指し、日本は、特定品目の関税を一定数量まで減免する『関税割当制度』の検討に入った。『輸出のしやすさを実質的に改善』（林農相）し、重要品目の関税維持へ理解を得たい考えだ」と。

関税割り当てというのは、一定数量についてごく低い関税率にし、その輸入を認めるもの。日本の場合には、関税割り当て枠を設定すれば、枠全量の輸入となる可能性が高い。また、重要各品目に対する輸出国の数も多い。

本来、日本は、TPP交渉に入るべきではない。しかし、入った以上、簡単に離脱はできない。仮に、重要品目に関税割り当てを設定し、関税を維持する方法として用いようとする場合でも、それぞれの枠の量は、ごく小さいものでなければならない。慎重な検討が必要である。